

令和3年度 臨時的任用教員等研修会

【講義Ⅲ 資料】

特別支援教育について

～ 障がいの特性に基づいた関わり方 ～



福岡県教育庁
京築教育事務所
教育相談室



本日の内容



1. 多様な学びの場と管内の状況
2. 特性の理解と適切な関わり方
3. 保護者の心情理解と対応





福岡県特別支援教育推進プラン
(H29.4)

特別な支援を 必要とする児童生徒

学びの場



- 特別支援学校
- 特別支援学級
- 通級による指導
- 通常の学級



～特別支援学校、特別支援学級及び通級による指導の対象となる障がいの種類～
【福岡県教育委員会 「障がいのある子どもの教育支援と就学事務の手引」(H26.3月)より

小学校・中学校

通常の学級

通級による指導

発達障がい

LD(学習障がい)
ADHD
(注意欠陥多動性障がい)
高機能自閉症等

弱視
難聴
肢体不自由
病弱及び身体虚弱
言語障がい
自閉症
情緒障がい
LD(学習障がい)
ADHD
(注意欠陥多動性障がい)

知的障がいは
通級による指導の対
象ではない

特別支援学級

弱視
難聴
知的障がい
肢体不自由
病弱及び身体虚弱
言語障がい
自閉症
情緒障がい

ADHDやLDは
特別支援学級の
対象ではない

特別支援学校

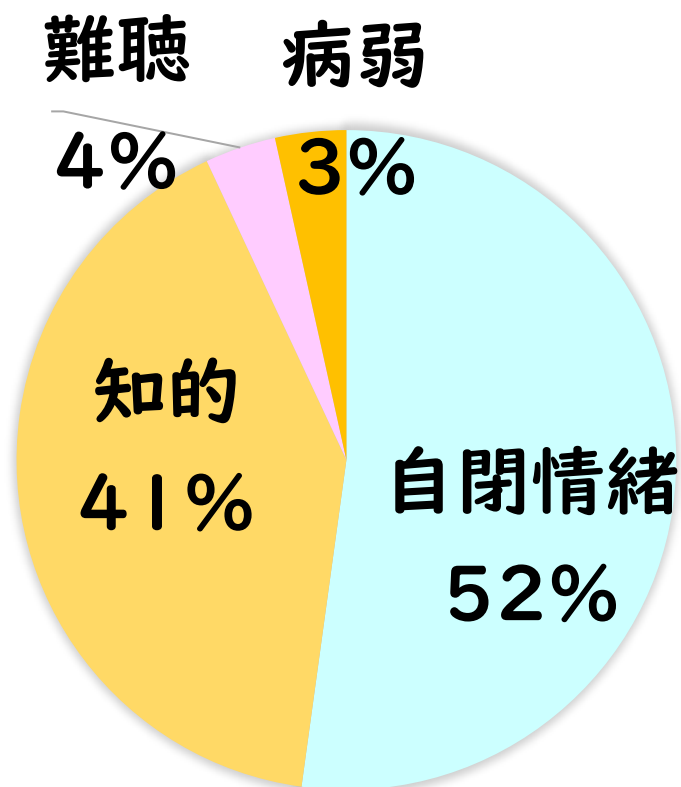
視覚障がい
聴覚障がい
知的障がい
肢体不自由
病弱

学校教育法施行
令(第22条の3)
に該当する必要



学びの場（特別支援学級）

115学級（R2年+8学級）



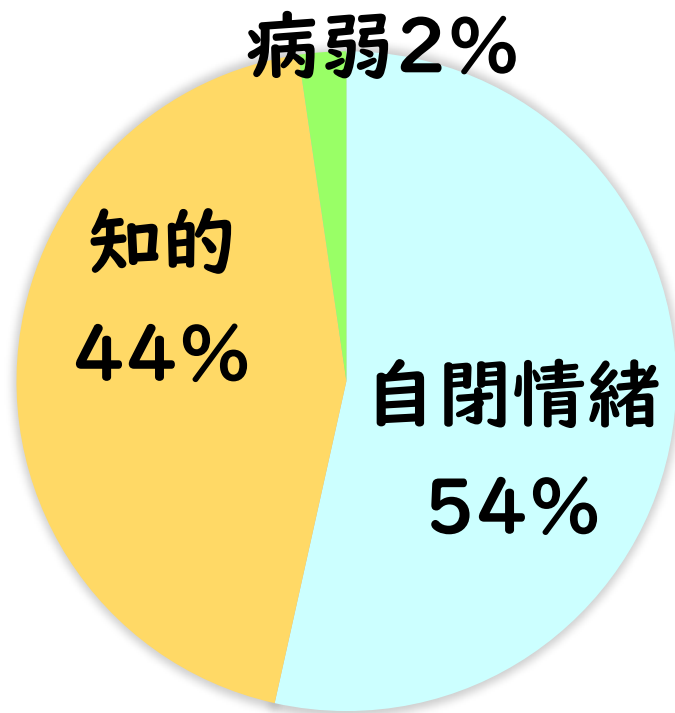
小学校

524名

R2年+42名

学びの場（特別支援学級）

44学級（R2年-1学級）

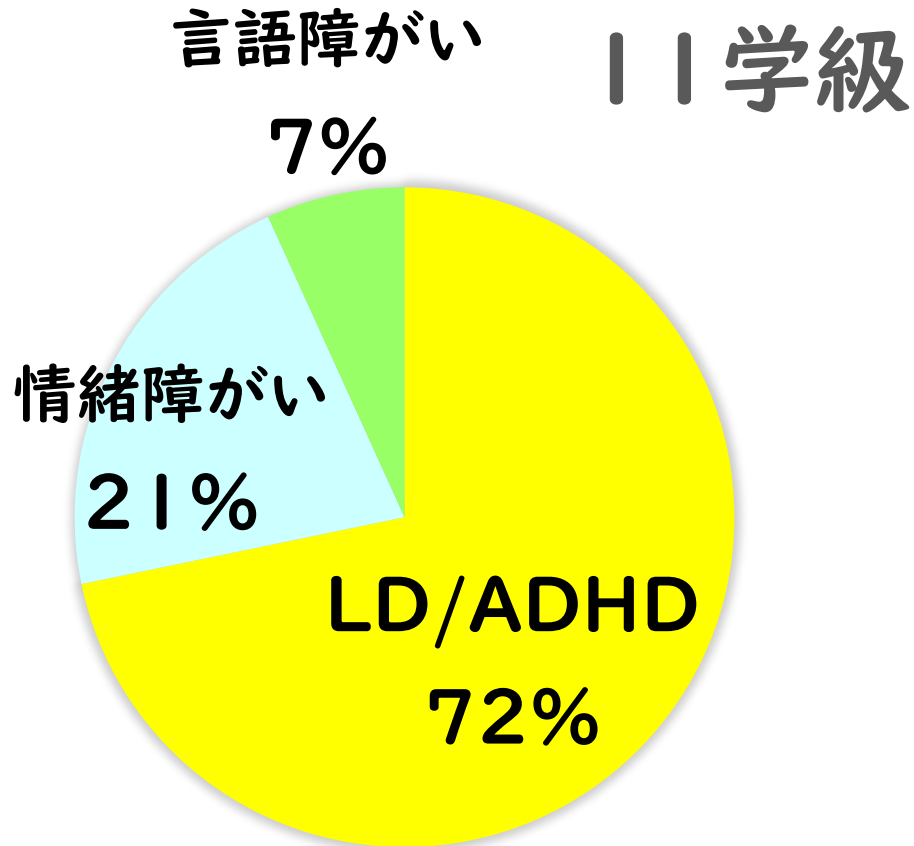


中学校

203名

R2年+28名

学びの場（通級による指導）



R3	146名
R2	177名
R1	176名

学びの場（通常の学級）

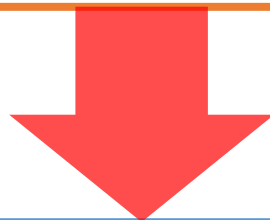
	小学校	中学校
合計	583名	135名
全体の割合	6.2%	3.1%

H24年度の全国調査調査
6.5%



インクルーシブ教育システムでは

障がいがあるから、難しい



どのような配慮があれば
本来の能力が発揮できるのか？

合理的配慮の提供



合理的配慮に基づく支援を！



小学校学習指導要領 (H29)解説 総則編 P.106 ※中学校 P.105

第3章 教育課程の編成及び実施 第4節 児童の発達の支援

2 特別な配慮を必要とする児童への指導

(1) 障害のある児童などへの指導

障害の種類や程度を的確に把握した上で、障がいのある児童などの「困難さ」に対する「指導上の工夫の意図」を理解し、**個に応じた様々な「手立て」**を検討し、指導に当たっていく必要がある。



障がいの状態や特性及び心身の発達の段階等に応じて個別的に必要な配慮

弱視

⇒ 体育科のボール運動の指導、理科における観察実験の指導

難聴・言語障害

⇒ 国語科の音読の指導、音楽科の歌唱の指導

肢体不自由

⇒ 体育科や家庭科の実技指導

病弱・身体虚弱

⇒ 図画工作科や体育科におけるアレルギー等に配慮した指導

LD

⇒ 書き取りや筆算、暗算の指導の際に、手順を示したシートを手元に配布するなどの配慮

ADHD・自閉症

⇒ 話して伝えるだけでなく、メモや絵などを付加する指導

